

茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画

第8期 いばらき高齢者プラン21

令和3年3月

茨城県

<令和3年3月25日>

はじめに

我が国では、人口減少と少子高齢化が急速に進展しております。

本県の高齢化率も本年1月1日現在で約30%に達し、また、2025年には人口の約5%を占める団塊の世代が75歳以上となり、今後も高齢化率はさらに上昇していくことが予測されるなど、本格的な超高齢社会を迎えております。

こうした中、県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するためには、人生百年時代を見据え、高齢者を含むすべての人が健康ではつらつと生活し、活躍できる社会づくりが、ますます重要となってまいります。

こうした状況を踏まえ、今般、新たに「健康長寿日本一」を政策目標として掲げた、「第8期いばらき高齢者プラン21」を策定いたしました。

この計画では、「在宅医療・介護の支援」「地域包括ケアシステムの構築」「認知症対策の強化」「高齢者の能力活用と就労支援」「人生百年時代を見据えた健康づくり」の5つを施策の柱と位置づけ、高齢者一人ひとりが健康でいきいきと活躍できる社会を目指すとともに、ニーズに応じた保健・医療・福祉のサービスの適切な提供、介護予防体制の整備等に取り組むことにより、「健康長寿日本一」の実現を目指してまいります。

今後とも、県民の皆様、市町村、医療・福祉・介護の関係団体との連携を図りながら、新たな発想で果敢な施策展開に努めてまいりますので、皆様方のなお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

茨城県知事 大井川 和彦

目次

■総論

第1章	計画の基本的な考え方	
第1節	計画策定の趣旨	6
第2節	計画の性格	6
第3節	計画期間	11
第4節	他の計画との調和	11
第5節	高齢者福祉圏の設定	12
第2章	高齢者を取り巻く現状	
第1節	人口構成とその推移	14
1	本県の高齢化の現状	14
2	圏域別・市町村別高齢化の状況	16
第2節	本県高齢者の世帯及び就業状況等	17
1	高齢者世帯の状況	17
2	就業状況	20
3	高齢者の経済状況	20
第3節	受診状況	22
第3章	介護サービスの現況	
第1節	介護保険制度の施行状況	24
1	要支援・要介護認定者の状況	24
2	介護サービスの利用状況	25
3	介護給付費の支払い状況	29
4	第1号被保険者の保険料の状況	30
5	第1号被保険者一人当たり介護給付費等の状況	30
第2節	介護サービスの基盤整備の状況	31
1	第7期プランの進捗状況	31
2	介護保険サービス事業所の整備等の状況	32
第4章	計画期間における高齢者人口等の想定	
第1節	計画期間における被保険者数の見込み	33
第2節	要支援・要介護認定者数の見込み	34
第3節	介護サービス利用者数の見込み	39
第5章	第8期プランの政策目標と施策	
第1節	政策目標	44
第2節	施策の柱と主な取組み	45
第3節	第8期プランにおける施策	46

■各 論

第1編 数値目標

第1章 介護給付等対象サービスの目標

第1節 介護給付サービス及び介護予防サービスの利用見込み，整備目標等	58
1 居宅介護支援・介護予防支援	58
2 居宅サービス	59
3 地域密着型サービス	73
4 施設サービス	80
第2節 介護保険事業費の見込み	84

第2章 地域支援事業の見込量等

第3章 第8期プラン施策における数値目標一覧

第2編 計画の推進

第1章 計画推進における各機関の役割

第1節 行政の役割	92
第2節 関係機関・団体の役割	94
第3節 県民の役割	94

第2章 計画の推進体制

■資料

いばらき高齢者プラン21 推進委員会設置要項	98
いばらき高齢者プラン21 推進委員会委員名簿	99
「第8期いばらき高齢者プラン21」策定経過	100
県内の地域包括支援センター一覧	101

総論

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中にあって、今後、我が国の高齢化はますます進行し、併せて総人口の減少も進むことが見込まれています。

また、一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれ、生活面や福祉面などで様々な課題が生じ、性別や地域などによっても異なる対応を求められるようになっていきます。

さらに、地域コミュニティの希薄化、長寿化に伴う資産・健康面の維持など、新たな課題も生じてきており、これまでの我が国の社会モデルが今後もそのまま有効である保証はなく、10年、20年先の風景を見据えて持続可能な高齢社会を作っていくことが重要な課題となっています。

この計画は、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていきけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現するため、茨城県の特性を踏まえ、本格的な超高齢社会に的確に対応していくために、本県が目指すべき基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策の方向を明らかにするために策定するものです。

第2節 計画の性格

1 老人福祉法と介護保険法に基づく法定計画

「いばらき高齢者プラン 21」とは、老人福祉法に基づく「茨城県高齢者福祉計画」と、介護保険法に基づく「茨城県介護保険事業支援計画」の総称です。

- 「茨城県高齢者福祉計画」：老人福祉法第20条の9第1項
- 「茨城県介護保険事業支援計画」：介護保険法第118条第1項

2 市町村計画の円滑な推進を支援する計画

この計画は、市町村が策定する老人福祉計画や介護保険事業計画との整合を図りつつ、市町村による取り組みを広域性・専門性の観点から支援する性格を持っています。

3 「団塊の世代」全てが75歳を迎える令和7(2025)年や、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、重点的に取り組むべき施策を本格化させる計画

「団塊の世代*1」全てが75歳以上となる令和7年や、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向け、県独自の「茨城型地域包括ケアシステム」の概念を、地域の実情に応じて、中長期的な視点に立って推進すべき施策を本格化させるものです。

4 超高齢社会に対応するための総合的な計画

この計画では、高齢者のみならず壮年期(40～64歳*2)からの健康づくり等も対象とするほか、介護保険対象外の高齢者福祉サービスや生涯学習、就労、まちづくりなど、超高齢社会に対応していくための総合的な施策を明らかにしています。

*1 団塊の世代：昭和22年から昭和24年にかけて生まれた人口集団のことを指す。出生数は約800万人で、H29.10.1現在の県内の団塊の世代人口は、県人口の約5.2%にあたる約14万8千人。

*2：生活習慣病予防を目的として実施される「特定健康診査」の対象者が40～74歳であることや、介護保険制度上、特定疾患に該当する場合には第2号被保険者(40歳以上65歳未満)も要介護認定が受けられること等から、「壮年期からの健康づくり」も対象にする。

また、「人生100年時代」に対応するため、生涯教育・就労などについても、記載するものです。

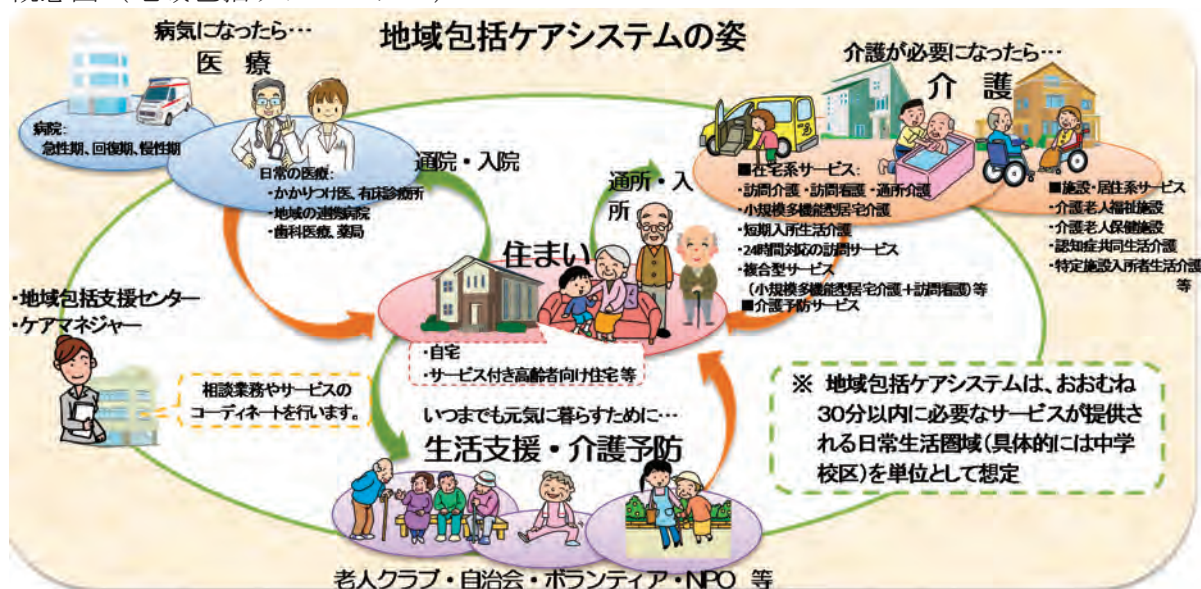
<参考>

国の「地域包括ケアシステム」について

○内 容

高齢者を対象に、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される社会の仕組み。

○概念図（地域包括ケアシステム）



○第8期計画期間（令和3～5年度）の取組方針

地域包括ケアシステム構築に向けた基本的な考え方について、医療・介護・福祉の関係団体や住民等の関係者と共通理解を深めながら、地域包括ケアシステムを構築するために必要な資源・体制・手法等について検討してきた第7期の取組みを継続し、構築・深化を推進します。

本県の「茨城型地域包括ケアシステム」の構築（内容・意義・課題）

○内 容

高齢者のみならず、障害者、難病患者、子どもなど、地域のすべての住民を対象とし、これまで取り組んできた茨城県独自の「地域ケアシステム」の「コーディネート機能」や、「多職種協働による支援機能」といったノウハウを活用しながら、様々なサービスを提供する社会の仕組み。

○意 義

（背景）

これまで日本の福祉制度は、基本的に高齢者、障害者、子どもなど対象者ごとに専門的サービスの充実が図られてきました。

しかし、近年、少子・高齢化の急速な進展により、地域社会・家族の在り方が変化するとともに、医療・福祉ニーズが多様化し、単独の機関・制度では、十分な対応ができないケースが生じております。

このようなケースに対応するため、本県では、独自の施策として、高齢者や障害者など支援を必要とするすべての人を対象に、市町村が実施主体となり、ワンストップ型の相談窓口等を設置し、保健・医療・福祉等の関係者が一体となってサービスを提供する「地域ケアシステム」を、平成6年度に創設しました。

（現状と今後の方向性）

現在は、従来の取組みを継続しつつ、さらに発展させ、国の地域包括ケアシステムが対象とする高齢者だけでなく、すべての要援護者を対象とする本県独自の「茨城型地域包括ケアシステム」として推進しています。

また、高齢者や障害者等が地域で適切なリハビリテーションを受けることができるよう、平成11年度から県が指定する医療機関等を拠点に、地元の病院や診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設等との連携協力体制（地域リハビリテーションネットワーク）を構築しています。

さらに、在宅医療の需要の増大に対応するため、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）など多職種協働による在宅医療の支援体制の構築に取り組んでいます。

茨城型地域包括ケアシステムの構築に当たっては、これらのネットワークを活用し、高齢者・障害者・難病患者等を包含して支援するシステム構築を推進してまいります。

○課 題

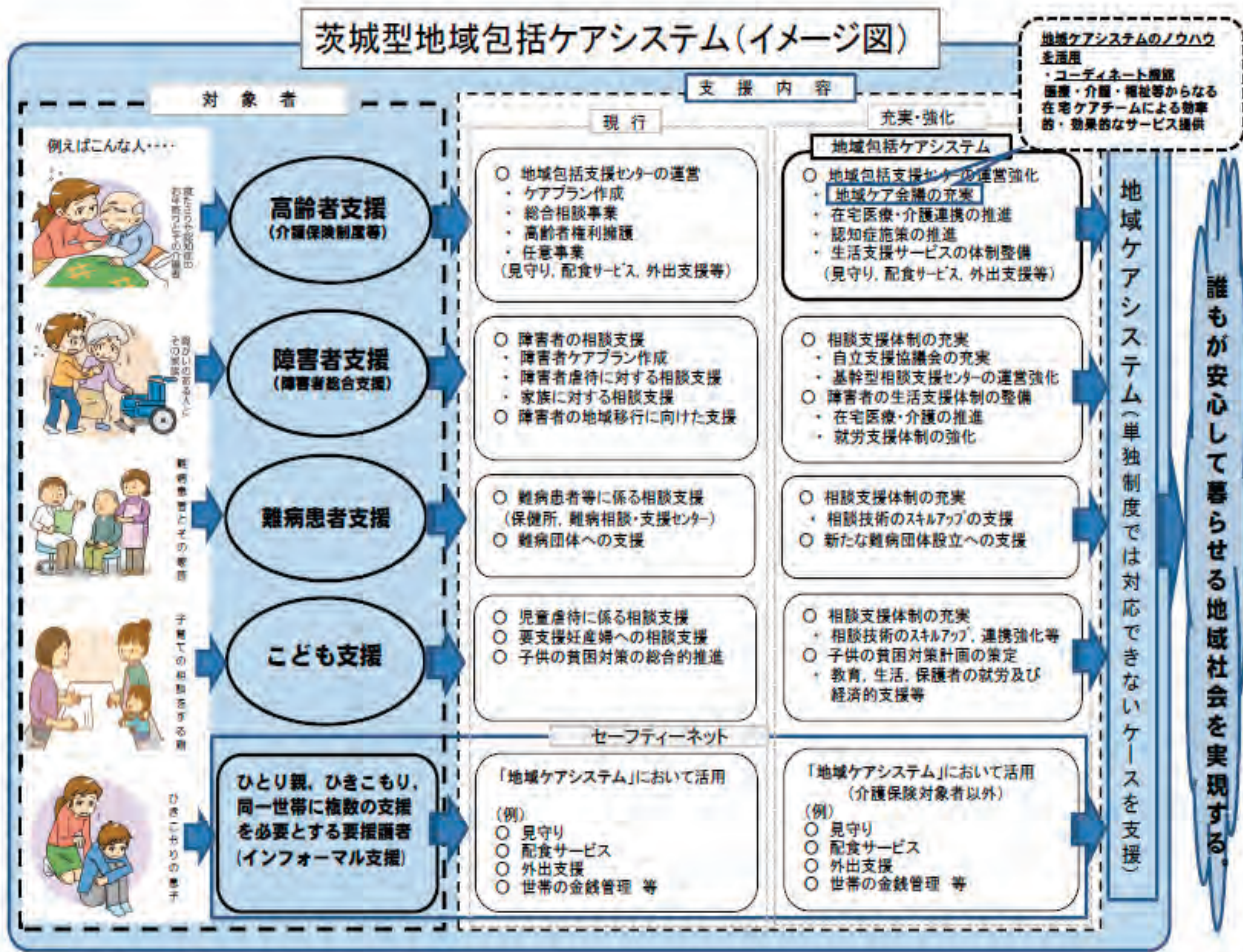
市町村の取組み体制の温度差（格差）、既存の法・保険・支援制度の壁などがあります。

また、さらなる包括的な相談体制を構築していくため、地域共生社会にふさわしい、分野を超えた支援体制の構築や協働の中核を担う、包括的な相談支援員のあり方・制度化の検討を進めていく必要があります。

○「いばらき高齢者プラン21」と「茨城型地域包括ケアシステム」の関係

「茨城型地域包括ケアシステム」は、高齢者のみならず、障害者、難病患者、子どもなど、地域のすべての住民を対象とするものですが、本プランは、高齢者プランであるため、**高齢者関係の施策について記載**します。

○概念図（茨城型地域包括ケアシステム）



地域ケアシステム

地域ケアシステムとは？

○高齢者や障害者など支援を必要とする方が、住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等がチームを組んで、必要なサービスを総合的に、適時・適切に提供するシステムです。
○要援護者及びその家族の生活・自立を支える在宅ケア（ファミリーケア）の基盤となるシステムを目指しています。

実施主体

○市町村（社会福祉協議会に委託可）

支援実施までの流れ等

1 地域住民等からの情報提供・家族からの相談等
(地域ケアセンター(市町村社屋内等))
地域ケアコーディネーターが相談に応じます。

2 サービス調整会議(クイック調整会議)の開催
処遇方針（サービスプログラム）の検討・決定をします。

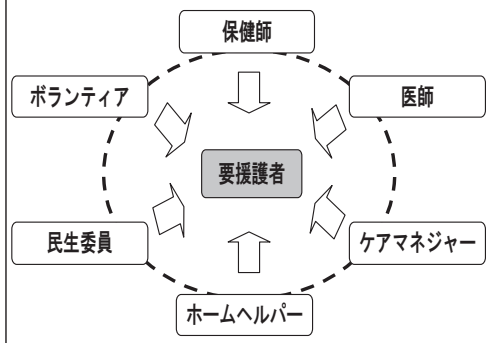
3 在宅ケアチームの編成(キーパーソンの決定)
要援護者一人ひとりに、保健師やホームヘルパー、民生委員、ボランティア、近隣にお住まいの方々などが、在宅ケアチームを組み様々な支援を行います。

4 進捗管理
要援護者の状況及び在宅ケアチームの支援活動を把握し、サービス調整会議へ報告するとともに、ニーズ変化がある場合は新たな支援方針を検討・決定します。

○主な対象者(要援護者)の例

- ・ひとり暮らし高齢者・虚弱な高齢者等
- ・身体、知的、精神障害者
- ・難病患者 ・子育て親 等

在宅ケアチーム(イメージ図)



「地域共生社会」の実現について

○内 容

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。(前述)

(H29.2.7 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部)

厚生労働省では、「地域共生社会」の実現に向けて、

- (1) 「地域課題の解決力の強化」
- (2) 「地域丸ごとのつながりの強化」
- (3) 「地域を基盤とする包括的支援の強化」
- (4) 「専門人材の機能強化・最大活用」 の4つの柱を掲げています。

このうち、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」については、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者やこどもなど生活上の困難を抱える方が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することとしています。

○概念図



○「茨城型地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」の関係

本県の「茨城型地域包括ケアシステム」は、高齢者のみならず、障害者やこどもなどの要援護者すべてを対象としていることや包括的な相談支援体制を構築することなどの点で、「地域共生社会」の考え方を先取りしたものです。

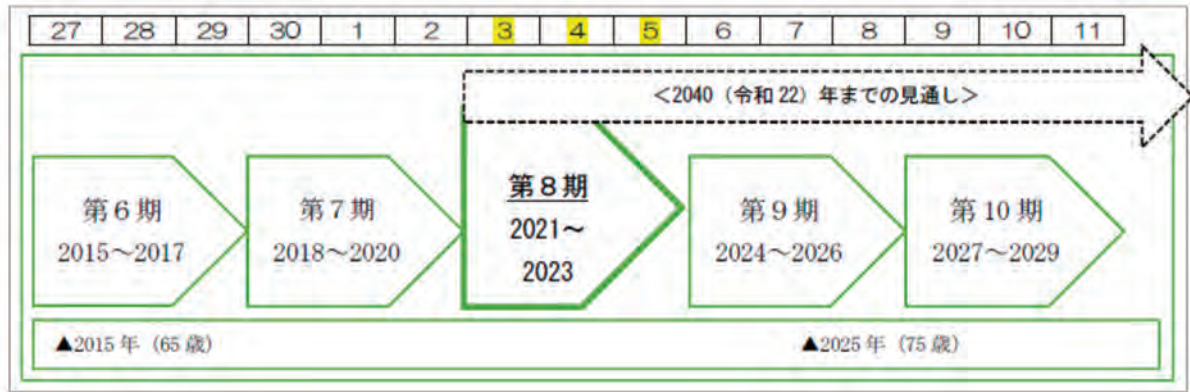
第3節 計画期間

いばらき高齢者プラン21は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、3年ごとに策定することとしています。

従って、第8期プランの計画期間は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3ヶ年間となります。

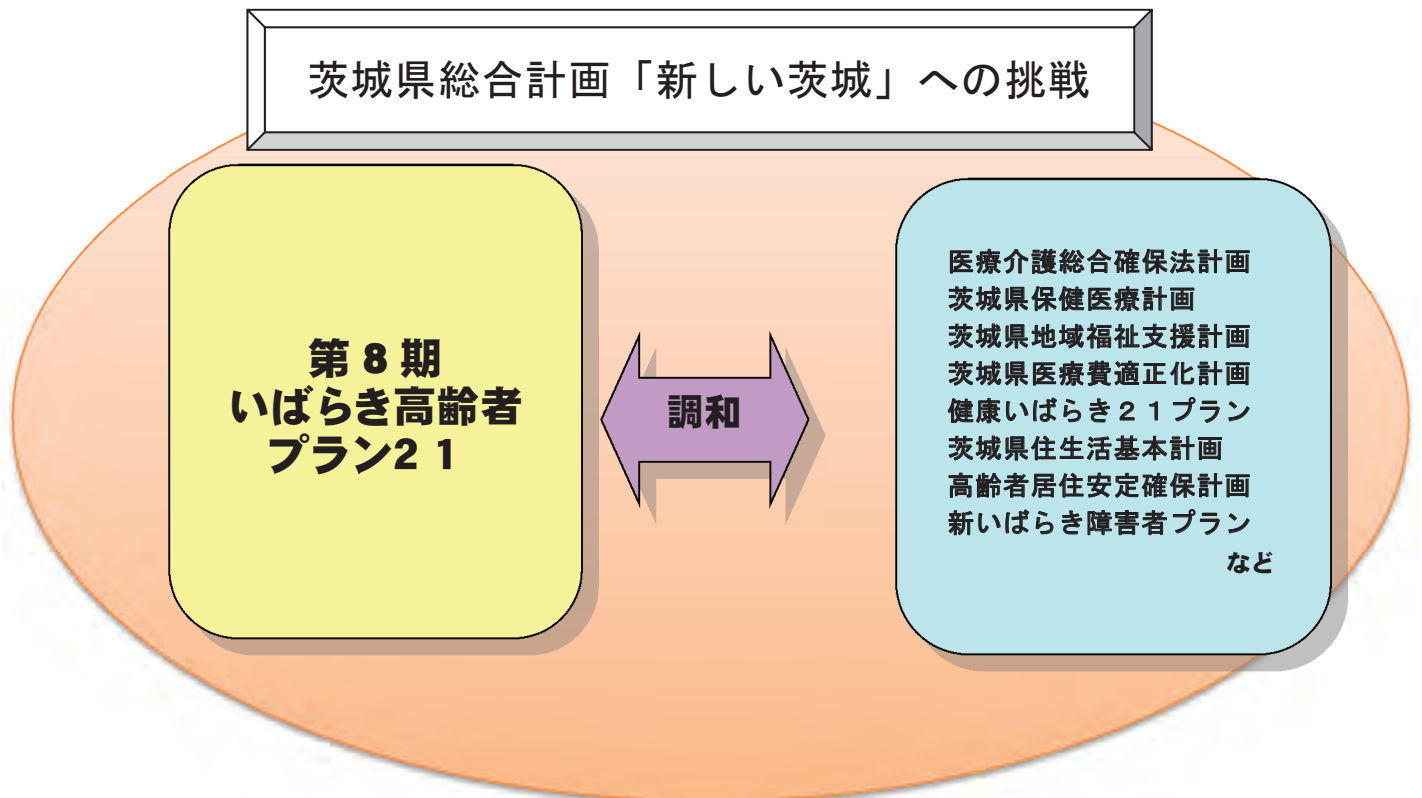
※ 第8期プランから、2040年を見据えた計画としています。

健康寿命や平均寿命の伸びにより2040年に高齢者となった男性の約4割が90歳まで、女性の2割が100歳まで生存すると推計されています。そのため、本プランは、2040年に向けた視点も持つ計画としています。



第4節 他の計画との調和

いばらき高齢者プラン21は、県政運営の指針である「茨城県総合計画」の部門別計画として位置づけられるものであり、また、高齢者保健福祉等の推進に関する事項を定める他の計画と調和が保たれるよう配慮しています。



第5節 高齢者福祉圏の設定

高齢者福祉・介護サービスの提供を効率的かつ合理的に推進するためには、市町村域を超えた広域的な観点からの調整が必要です。

このため、老人福祉法及び介護保険法に基づく「高齢者福祉圏」を設定し、圏域ごとに施設整備や介護サービス等の見込みを定めることとしています。

この高齢者福祉圏は、福祉と保健・医療の連携を図りながら、高齢者の生活実態に応じた総合的サービスが提供できるよう、茨城県保健医療計画（第7次）の二次保健医療圏と一致するように設定しています。

高齢者福祉圏域名	圏域内市町村
水戸福祉圏	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
日立福祉圏	日立市、高萩市、北茨城市
常陸太田・ひたちなか福祉圏	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
鹿行福祉圏	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦福祉圏	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば福祉圏	つくば市、常総市、つくばみらい市
取手・竜ヶ崎福祉圏	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西・下妻福祉圏	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河・坂東福祉圏	古河市、坂東市、五霞町、境町

高齢者福祉圏

